

雲仙岳砂防指定地の利活用に関する基本的考え方

雲仙岳砂防指定地における砂防事業は、水無川と中尾川において雲仙普賢岳から流出する土石流に対処し、周辺地域の安全性を確保するために重要な役割を果たしています。一方で、良好な自然環境を有する砂防指定地は、地域住民の方々から地域の復興・振興に役立てるよう利活用ニーズが高まっています。

この恵まれた環境を活かし、訪れる人々が安全、安心、快適に砂防指定地内を利活用できるように「利活用計画まとめ図」と「利活用にあたっての入域に関する基本的事項」を定めました。
平成26年4月

島原市
長崎県 島原振興局
国土交通省 九州地方整備局 雲仙復興事務所

砂防指定地内の利活用にあたっての入域に関する基本的事項

1. 雲仙岳砂防指定地の利活用は、原則として、「自己責任」に基づく利用です

雲仙岳砂防指定地の利活用は「自己責任」に基づき、安全対策の徹底とマナーの遵守を前提とした利活用としています。

2. 雲仙岳砂防指定地の利活用にあたっては、自由に砂防指定地に入ってよい区域と入域規制がおこなわれている区域があります

自由に砂防指定地内に入ってよい自由入域の区域と施設や立入禁止看板等により立ち入りが規制された入域規制の区域があります。

3. 利用の内容によって事前届出が必要な場合があります

自由入域の区域は事前届出の必要がありませんが、入域規制されている区域の利活用にあたっては、土石流等が発生した場合の安否確認、連絡先などを確認するために、原則として雲仙復興事務所へ事前に「砂防指定地入域届出書」の提出を行っていただく必要があります。

4. 雨が降り始めた場合および地震が起きた場合には、砂防指定地内に立ち入らないでください

降雨時には土石流が発生するおそれがあります。大雨に関する情報が出された場合および地震が起きた場合は、砂防指定地内に立ち入らないでください。なお、利活用中においては速やかに退避してください。

5. 立入禁止看板や注意喚起看板をご確認ください

砂防指定地内および周辺の立入禁止看板や注意喚起看板が設置されている箇所においては、看板をご確認のうえ、安全に十分注意してください。

6. 砂防指定地内にゴミ等を捨てないでください

砂防指定地内のゴミ等の持ち帰りをお願いします。また、不法投棄する者を見つけた場合は、警察や関係行政機関への連絡をお願いします。

砂防指定地内の利活用ルール

1. 利活用の可能な範囲をご確認ください

利活用の入域可能範囲は、次のとおりです。

水無川上流（入域規制）

水無川下流（自由入域） - 国道57号より下流の導流堤区間

中尾川上流（入域規制）

中尾川下流（自由入域） - 導流工区間

2. 入域を希望される方へ

入域規制のある区域への入域については、事前に雲仙復興事務所まで「砂防指定地入域届出書」を提出していただく必要があります。下記の機関へお問い合わせください。

砂防事業に関する見学・・・雲仙復興事務所

ジオサイトに関する見学・・・島原半島ジオパーク推進連絡協議会（雲仙岳災害記念館内）

島原半島ジオパーク推進連絡協議会より雲仙復興事務所に「砂防指定地入域届出書」を提出します

入域にあたっては、ヘルメットの着用および専門の引率者やガイド等の随行を原則とします。

3. 車の乗り入れについて

車の乗り入れについては、指定された場所までお願いします。

砂防事業の見学に関する問い合わせ

国土交通省 九州地方整備局 雲仙復興事務所

TEL 0957-64-4171

ジオサイトの見学に関する問い合わせ



島原半島ジオパーク推進連絡協議会（雲仙岳災害記念館内）

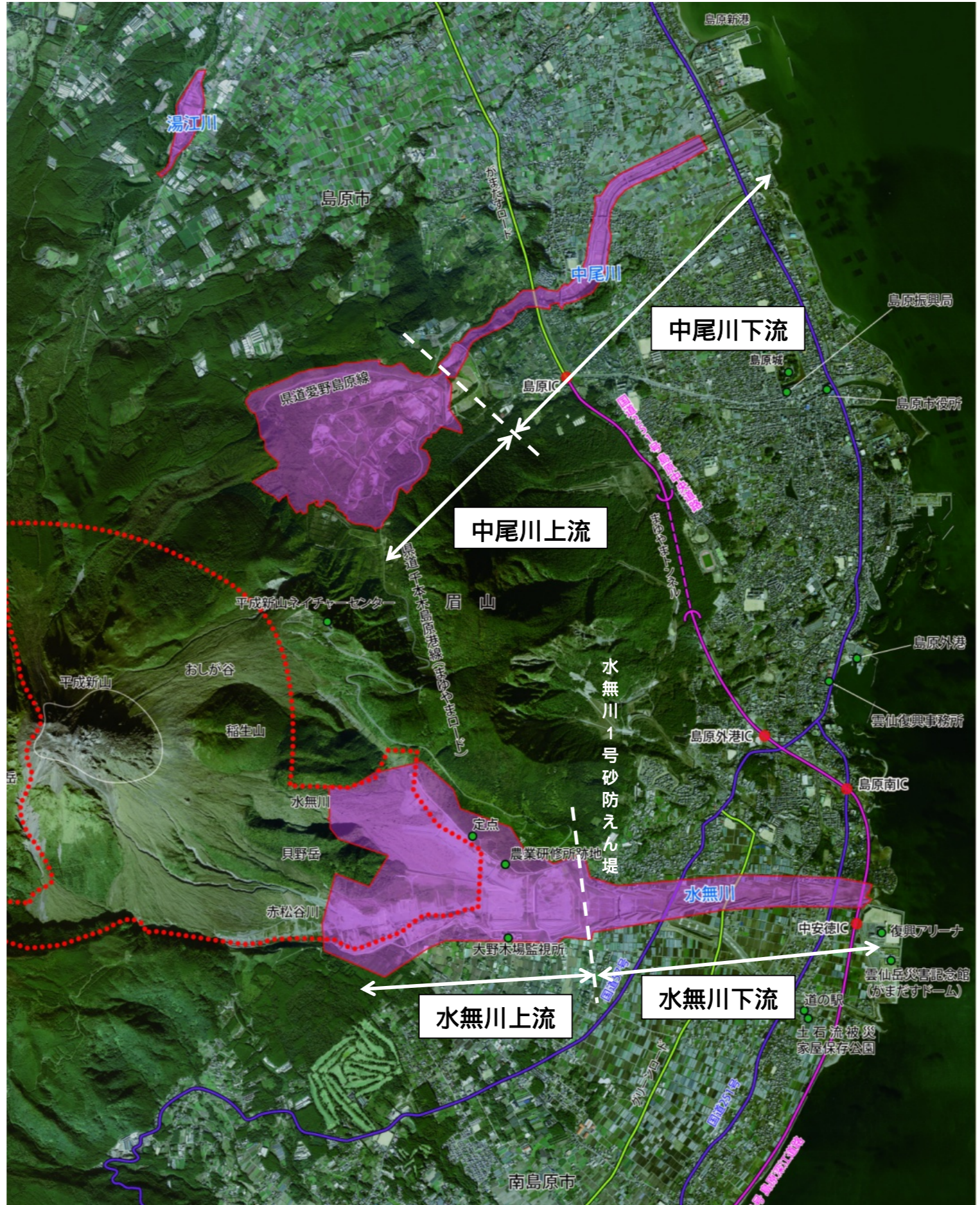
TEL 0957-65-5540

公表用資料

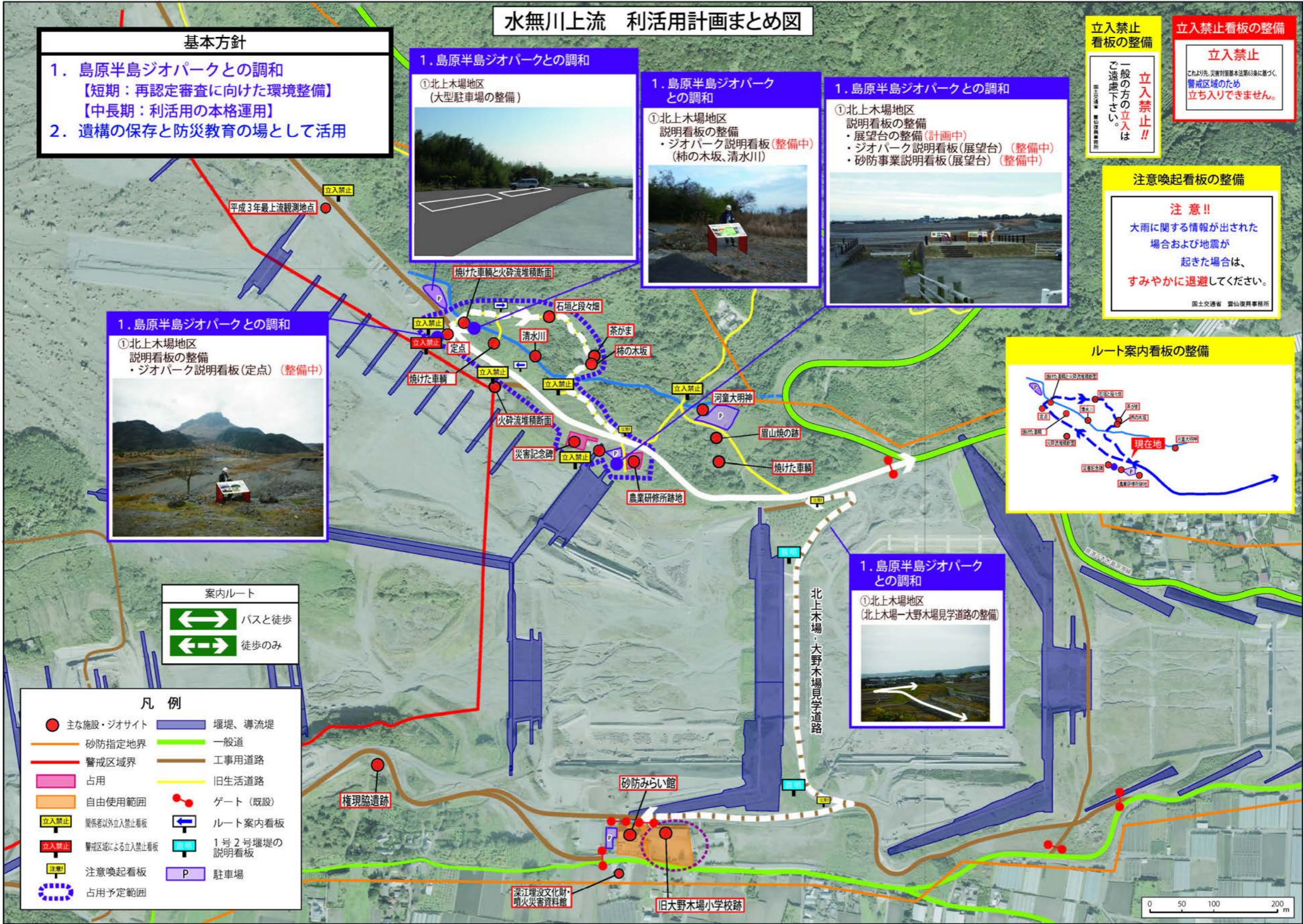
位置図

凡例

-  : 砂防指定地
-  : 雲仙岳警戒区域



水無川上流地区 利活用計画まとめ図



水無川下流地区 利活用計画まとめ図



中尾川上流地区 利活用計画まとめ図



中尾川下流地区 利活用計画まとめ図

